

松山市長 野 志 克 仁

松山市フリースクール等利用補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市フリースクール等利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、不登校児童生徒が学校外の民間施設で行う学習活動等を支援するため、フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者に対し、市が予算の範囲内において松山市フリースクール等利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。第9条において「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立学校 市内の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）であって、地方公共団体又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が設置するものをいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒であって、現に公立学校に在籍しているものをいう。
- (3) 不登校児童生徒 児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、公立学校に登校せず、又は登校することができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にあるものをいう。
- (4) 保護者 親権者、未成年後見人その他の児童生徒を現に監護する者をいう。
- (5) フリースクール等 不登校児童生徒の学習活動、体験活動、教育相談等の支援を行うことを目的とする民間の施設（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）をいう。

(6) 認定施設 フリースクール等のうち、教育委員会が別に定めるところにより認定するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、不登校児童生徒の保護者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本人及びその監護する不登校児童生徒が、いずれも市内に住所を有していること。

(2) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 次条第1項に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金と同じ目的の他の公的な補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が認定施設の利用の対価として支払う各月の利用料（体験利用に係る利用料、入会金、更新料、飲食費、交通費、遠足等認定施設外での活動に係る経費その他認定施設の利用の対価として適当でないと市長が認める費用を除く。以下「認定施設利用料」という。）とする。ただし、当該各月の認定施設利用料がそれぞれ属する年度の4月1日から当該各月の末日までの間のいずれかの日において、同日前1年間に当該不登校児童生徒が在籍する公立学校に登校できなかった日が30日以上ある場合の当該各月の認定施設利用料に限る。

2 認定施設利用料は、次の各号に掲げる期間に補助対象者の監護する不登校児童生徒が1日以上認定施設を利用したときは、当該各号に掲げる期間のうち実際に認定施設を利用していない期間について生じたものについても、当該期間の補助対象経費に含むものとする。ただし、前項ただし書の規定により、補助対象経費とならない認定施設利用料については、この限りでない。

(1) 1月から4月まで

(2) 5月から8月まで

(3) 9月から12月まで

(補助金の額)

第5条 各月の補助金の額は、不登校児童生徒1人につき、各月の補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある時は、当該端数を切り捨てた額）と10,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 松山市フリースクール等利用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 松山市フリースクール等利用状況報告書（様式第2号）
- (3) 各月の認定施設利用料を支払ったことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる月に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間に当該月の利用に係る認定施設利用料について行わなければならない。ただし、申請者が当該期間に申請できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 1月から4月まで 5月1日から6月15日まで
- (2) 5月から8月まで 9月1日から10月15日まで
- (3) 9月から12月まで 1月1日から2月15日まで

(交付決定及び補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の可否及び額を決定する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、松山市フリースクール等利用補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付決定の内容並びに交付決定に付す指示及び条件を申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付の決定をしたときは、松山市フリースクール等利用補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 前条第2項の交付決定通知書に付された指示又は条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、松山市フリースクール等利用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(着手届等の提出)

第9条 補助金の交付に関しては、規則第8条に定める事業着手届等は、提出を要さないものとする。

(書類等の整理保管)

第10条 交付決定者は、交付を受けた補助金についての証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月以後の各月の認定施設利用料から適用する。

(経過措置)

2 不登校児童生徒が令和8年4月1日から同年8月31日までの期間にフリースクール等を利用した場合において、当該フリースクール等がその利用の時に教育委員会の認定を受けていないときであっても、当該フリースクール等が同年9月1日の時点で当該認定を受けているときは、当該フリースクール等は、同期間の最初から認定施設であったものとみなす。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年の認定施設利用料については、次の各号に掲げる期間に補助対象者が監護する不登校児童生徒が1日以上認定施設を利用したときは、当該各号に掲げる期間のうち実際に認定施設を利用していない期間について生じたものについても、当該期間の補助対象経費に含むものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により、補助対象経費とならない認定施設利用料については、この限りでない。

(1) 令和8年4月から同年8月まで

(2) 令和8年9月から同年12月まで

4 第6条第2項の規定にかかわらず、令和8年の認定施設利用料に係る補助金の交付の

申請は、次の各号に掲げる月に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間に当該月の利用に係る認定施設利用料について行わなければならない。ただし、当該期間に申請できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 令和8年4月から同年8月まで 令和8年9月1日から同年10月15日まで

(2) 令和8年9月から同年12月まで 令和9年1月1日から同年2月15日まで